平成２３年（フ）第６７８６号
大阪市住吉区山之内３丁目７番６号　メゾン松柏202号
破産者　橋本　憲児
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４２号
大阪府池田市城南１丁目７番15―Ａ号　204
破産者　鈴木　晋介
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０２号
大阪府池田市畑２丁目３番６号　202
破産者　河手あゆみ
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９９号
大阪府枚方市宮之阪１丁目22番15―1102号、前住所大阪府枚方市宮之阪３丁目13番23号
破産者　鹿野　昌明
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７号
大阪市都島区大東町３丁目10番10―301号、開始決定時の住所大阪市都島区友渕町１丁目５番３―303号
破産者　上野　　猛
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５１号
埼玉県八潮市大字南後谷375番地４
破産者　船田　雄一
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
埼玉県朝霞市幸町１丁目12番８号
破産者　石田　光政
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
愛媛県松山市桑原７丁目６番31号、開始決定時の住所愛媛県松山市桑原６丁目１番25号キャッスル蔵乃前107号
破産者　池田　亮太
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０３号
福岡市東区西戸崎２丁目１番30―1308号、前住所福岡市博多区博多駅東１丁目９番29―1103号
破産者　佐藤　公二
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８号
神奈川県大和市南林間６丁目１番９―102号
破産者　三谷　茂實
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０号
横浜市港南区上永谷３丁目19番37号
破産者　児谷　美明
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６８号
横浜市鶴見区矢向３丁目22番13号
破産者　吉田　春美
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目19番15号、開始決定時の住所静岡市駿河区桃園町19番７号下川原団地９棟507号
破産者　鈴木　ちゑ
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７号
大分市大字羽屋21番地の１　チュリス古国府弐番館805
破産者　畠中　正廣
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４７号
福岡市早良区西新１丁目11番24―401号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区野方３―54―15
破産者　外村　留美
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２０号
福岡市西区今宿東３丁目33番１―302号
破産者　寺田　博明
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８７号
福岡市東区みどりが丘３丁目９番16号
破産者　田代　弘光
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部